

議案第48号

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月7日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

阿見町附属機関の設置に関する条例(平成20年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

阿見町特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会	阿見町特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会要綱(平成30年阿見町告示第128号)に基づき、特別養護老人ホームの整備及び運営を希望する社会福祉法人等から提出された申請書類の審査等を行う。
------------------------	---

を

「

阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会	阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会要綱(令和4年阿見町告示第 号)に基づき、介護保険施設の整備及び運営を希望する社会福祉法人等から提出された申請書類の審査等を行う。
---------------------	--

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行			改正後			備考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	
町長	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	
	阿見町特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会	阿見町特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会要綱（平成30年阿見町告示第128号）に基づき、特別養護老人ホームの整備及び運営を希望する社会福祉法人等から提出された申請書類の審査等を行う。		阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会	阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会要綱（令和4年阿見町告示第 号）に基づき、介護保険施設の整備及び運営を希望する社会福祉法人等から提出された申請書類の審査等を行う。	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	

議案第 48 号 説明資料

【条例改正の概要】

阿見町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、令和6年度において町内に介護老人保健施設を開設・運営していただける事業者を募集、選定するに当たり、公平かつ適正な選考を行うため「阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会」を設置することに伴い、「阿見町附属機関の設置に関する条例」（以下「条例」という。）を一部改正するものです。

【主な改正点】

条例別表中の「阿見町特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会」を「阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会」に改めます。（別表（第2条関係））